## 議案第11号資料2

## 〇 室蘭市手数料条例 新旧対照表

(平成12年条例第2号)

改正	後			改	Ī	前	
別表第1 (第2条関係) (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録等に関す 手数料を徴収する事項  1 戸籍法 (1) 戸籍法 (以下この項において「法」という。)第10条第1 項、第10条の2第1項から第 第224	手数料の金額 1 通につき 450円 (多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の電子計算機を経由して本市の電子計算機と電気通信回路で接続された通信端末機器をいう。)に必要な操作を自ら行うことにより交付を申請し、交付を受ける場合(以下「多機能端末機による交付の場合」とい	別	表第1 (第2: (1) 戸籍、 1 戸籍法 (1) 戸籍法 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	住民基本を帳及手数料をです。 (1) 「「大阪ででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	(以下この項においいう。)第10条第1 条の2第1項の条第1 条の2第1項から 人とは第126条の 人にでは第126条の 人は第126条の 人は第126条の 人は第126条の 人は第126条の 人は 一次では た戸籍に といる た戸籍 にこれる を を これる たこの を たこの たこの たこの たこの たこの たこの たこの たこの たこの たこの	手 ・ 1 通につき 等 う た 見	数料の金額 450円
(2) ~ (6) (略)       2 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に関するもの3(略)     (3) 住民票又は戸籍の附票の写しの交付       4 その他のもの     (1) ~ (3) (略)       (4) 印鑑登録証明書の交付	1通につき 250円 (多機能 端末機による交付の場合にあっては、100円)         1通につき 300円 (多機能 端末機による交付の場合にあっては、100円)		2 住民基 本(昭和4 2年第)8 1 号するもの 3 (略) 4 のもの		(略) (略) 又は戸籍の附票の写 (略) (略)	7 1通につき 1通につき	
(5) ~ (9) (略)	10011			(5) ~ (9)	(略)		

## (2) 市税に関する事務

	手数料を徴収する事項	手数料の金額					
1 地方税 法 (昭和	(1) 地方税法(以下この項において「法」という。)第20条の						
25年法 律第22 6号) に	10の規定に基づく納税証明書 (課税証明書、公課証明書、評価証明書及び所有証明書を含	端末機による交付の場合にあっては、100円)					
関するもの	む。) の交付 (2)、(3) (略)						
2 その他 のもの	(1) 所得証明書の交付	1 通につき 2 5 0 円 <u>(多機能端</u> 末機による交付の場合にあって は、1 0 0 円)					
	(2) ~ (5) (略)						

(3)~(9)略

## (2) 市税に関する事務

手数料を徴収する事項		手数料の金額			
1 地方昭 は 2 5 年 2 6 号 り る り る り る り し し し し り り り り り り り り り	(1) 地方税法(以下この項において「法」という。)第20条の10の規定に基づく納税証明書 (課税証明書、公課証明書、評価証明書及び所有証明書を含む。)の交付				
Ø	(2)、(3) (略)				
2 その他 のもの	(1) 所得証明書の交付	1通につき 250円			
	(2) ~ (5) (略)				

(3)~(9)略